破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１０８号
函館市大縄町８番５号
債務者　坪田　一昭
1　決定年月日時　平成29年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１０９号
函館市大縄町８番５号
債務者　坪田　美津
1　決定年月日時　平成29年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３７号
山形市香澄町３丁目８番38―602号　ターミナルプラザ、前住所千葉市中央区今井２丁目10番９―608号
債務者　遠藤　広明
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３９号
山形市嶋南３丁目10番15号
債務者　今野　栄子
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４３号
山形県天童市東久野本１丁目３番56―３号　結城住宅　５号
債務者　青柳千恵子
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４４号
岡山県倉敷市神田３丁目13番４号
債務者　岡本　　寛
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第３０号
福岡県築上郡築上町大字臼田580番地５
債務者　若山　裕介
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第１８４号
埼玉県三郷市三郷２丁目７番地１
債務者　采女　利広
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１３６号
愛知県豊田市小坂本町１丁目５番地７　勝田ビル605号
債務者　三輪　好和
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４１２号
埼玉県川口市上青木西４丁目16番22号
債務者　吉田　明弘
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２０１号
埼玉県春日部市緑町６丁目17番９号　コーポミカ202号
債務者　安藤　由子
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２０６号
埼玉県越谷市レイクタウン５丁目16番地１　コートディアールⅡ203
債務者　竹前すみれ（旧姓板花）
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２１８号
埼玉県越谷市西方２丁目18番地６　エスポワール越谷112
債務者　倉田　一憲
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１４９号
新潟県柏崎市日吉町２番29―103号　ハウジング日吉
債務者　瀧澤　輝伸
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第３００号
札幌市北区新琴似12条10丁目３番25号　302号
債務者　平中　慎治
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３９０号
札幌市手稲区曙６条３丁目８番３号　ソフィール曙101号
債務者　農作　英功
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４４２号
札幌市厚別区厚別中央５条４丁目16番12―102号
債務者　佐藤　京子（旧姓安岡）
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部